

松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受けた町内の中小企業者の経営安定化を支援するため、愛媛県が実施する融資制度に基づく融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において利子の補給をするものとし、その交付に関しては、松野町単独補助金等交付規則（平成11年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「愛媛県が実施する融資制度」とは、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、又は危機関連保証をいう。

2 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する感染症をいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給補助金の交付の対象者（以下「利子補給対象者」という。）は、愛媛県が実施する融資制度を受ける者で、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

- (1) 愛媛県が実施する融資制度を受けた本社又は主たる店舗、工場若しくは事業所の所在地が町内に6か月以上住所を有する個人または法人
- (2) 資金の融資の申込み日において、1年以上継続して同一事業を営む者
- (3) 納期の到来した町税等に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補給対象者としな

- (1) この要綱の告示日以後に前項第1号から第3号までに該当した場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当する場合
- (3) その他町長が適当でないと認めるもの

(利子補給の対象融資)

第4条 利子補給の対象融資は、愛媛県が実施する融資制度の令和2年4月6日から令和3年3月31日までの申込分とする。ただし、愛媛県が必要に応じて愛媛県が実施する融資制度の取扱期間を延長する場合には、その延長期間に準じて期間を延長するものとする。

(利子補給補助金の額及び条件)

第5条 利子補給補助金の額は、利子補給対象者が前条に規定する対象融資を金融機関から借り入れ、当該年度中に利子補給対象者が借入金融機関に支払った利子のうち、毎年1月1日から12月31日までの期間における支払うべき利子の額（国若しくは県又は他の地方公共団体から利子補給の交付を受けられる場合は、当該

利子補給の額を控除した額)の全額とする。

2 利子補給補助金の対象となる融資限度額は、同一受給者に対し5,000万円以内とする。

3 利子補給補助金の対象期間は、第1回の返済日から7年を限度とする。

4 返済の延滞により加算された延滞利息は、利子補給補助金の対象としない。

(交付の申請)

第6条 利子補給補助金の交付を受けようとする中小企業者(以下「申請者」という。)は、松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 借入金融機関の発行する融資実行通知書(写し)

(2) 借入金融機関の発行する償還表(写し)

(3) 元利支払証明書(様式第2号)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の交付の通知を受けた者は、速やかに松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第9条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給補助金を交付しない。

(1) 融資金を借入当初の融資条件の期日内(毎月払込み期日後10日以内)に返済しなかったとき。

(2) 融資金を目的以外に使用したとき。

(3) 利子補給補助金交付申請時に松野町内で営業していない、又は住居を有しないとき。

(4) 利子補給補助金交付申請時に町税等を滞納しているとき。

(5) その他町長が利子補給補助金の交付が適当でないと認めたとき。

(調査及び報告)

第10条 町長は、この要綱を適正に運用するため必要と認める場合は、申請者又は補助事業者の融資金金融機関に対して、必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、申請者又は補助事業者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(決定の取消し及び返還)

第 11 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利子補給補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により利子補給補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認められたとき。

(書類の保管等)

第 12 条 補助事業者は、当該利子補給補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月6日から適用する。

附 則 (令和2年12月10日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

⑩

松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象融資制度	新型コロナウイルス感染症対策資金
2 借入金融機関名	銀行・信用金庫 支店
3 借入金額	金 額 円
4 融資利率	年 %（信用保証料率は含まない。）
5 借入期間	開始 年 月 日 終了 年 月 日
6 利子補給対象額	円
7 今回対象期間内の償還利子額	円
8 添付書類	○貸付利息支払証明書（様式第2号）又は償還状況を確認できる金融機関発行の証明書類 ○金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ○申請日現在で未納がない証明書（納税・納付証明書）

様式第2号（第6条関係）

貸付利息支払証明書

1 融資先

住所	
事業所名	

2 融資の内容

融資の名称	融資金額(円)	借入年月日	・	・
		償還開始年月日	・	・
		最終払込日	・	・
		融資期間		

3 対象期間の支払利息（延滞利息は含まない。）

（単位：円）

取引日	元金残高 (A)	期間 (月日～月日)	利率	利子 支払額 (B)	利子補給 請求額 (C)
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
/		・ ～ ・	%		
計					

上記事項について、事実相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

様式第3号（第7条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

年 月 日付けで申請のあった松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金について、松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

利子補給補助金交付決定額 _____ 円

様式第4号（第8条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金について、松野町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 利子補給補助金請求額 _____ 円

2 利子補給補助金の振込先

金融機関名		本店・支店名	
フリガナ口座名義			
口座番号	普通・当座		